

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	危険物保安統括監督者等解任命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 1 3 条の 2 4 第 1 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>解任命令は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 消防法又は同法に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>(2) その業務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No.1 9